物　　件　　調　　書

物件番号	1101

所在地	香川県高松市新田町字東原甲１２６番７						
住居表示	――――――						
現況地目及び面積等	宅地	324.76 ㎡				工作物	一式
		――――――				立木竹	―
登記簿記載事項	地番	甲１２６番７					
	地目	宅地					
	数量	324.76㎡					

接面道路の状況	南東側　舗装私道　幅員約　4.2 m	（法第４２条第１項第５号道路）

法令に基づく制限	建築基準法　都市計画法	都市計画区域内（非線引）	
		用途地域	第一種中高層住居専用地域
		地域・地区	指定なし
		建蔽率	６０％
		容積率	２００％
		高度制限	指定なし
		防火指定	指定なし
	その他	建築基準法第２２条　都市再生特別措置法第１０８条　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線　有	―	―
	公営水道	接面道路配管　無	下記参考事項欄のとおり	無
	公共下水道	接面道路配管　有		無
	都市ガス	接面道路配管　有		無

交通機関	鉄道等	ＪＲ高徳線　屋島駅の　南西方　約0.7㎞　徒歩9分
	バス	ことでんバス　古高松小学校前バス停の　北西方　約0.3㎞　徒歩4分

公共施設	高松市役所古高松出張所	古高松南小学校	古高松中学校

参考事項	別紙（次頁）を参照してください。

※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1101

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎境界標について、一部欠落箇所（明細図Ａ・Ｂ）があります。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地の水道配管が南東側隣接地（126番1、126番2）に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地は南東側接面私道より約0～0.2メートル高く、南西側隣接地より約0.2メートル高くなっています。
◎都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高松市都市計画課）
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：高松市建築指導課盛土規制係）
◎以前は国の宿舎敷地でした。
◎南東側隣接地（126番1、126番2）については、本地所有者（所有権が移転した場合には、所有権移転後の所有者）が、上下水道・ガス管の敷設及び道路として無償で使用することの承諾を当該隣接地所有者から受けています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎上水道は、接面道路内に個人所有管が敷設済で、口径の変更等がなければ、所有者の同意は不要で加入金は必要ありません。詳細については、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センターへお問い合わせください。
◎工作物一式の内訳は、水道・下水（溜桝）・土留です。
◎本地南東側のブロック塀基礎及び南西側のコンクリート擁壁については、売却対象の工作物です。
◎本地を含む周辺地域は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 1101

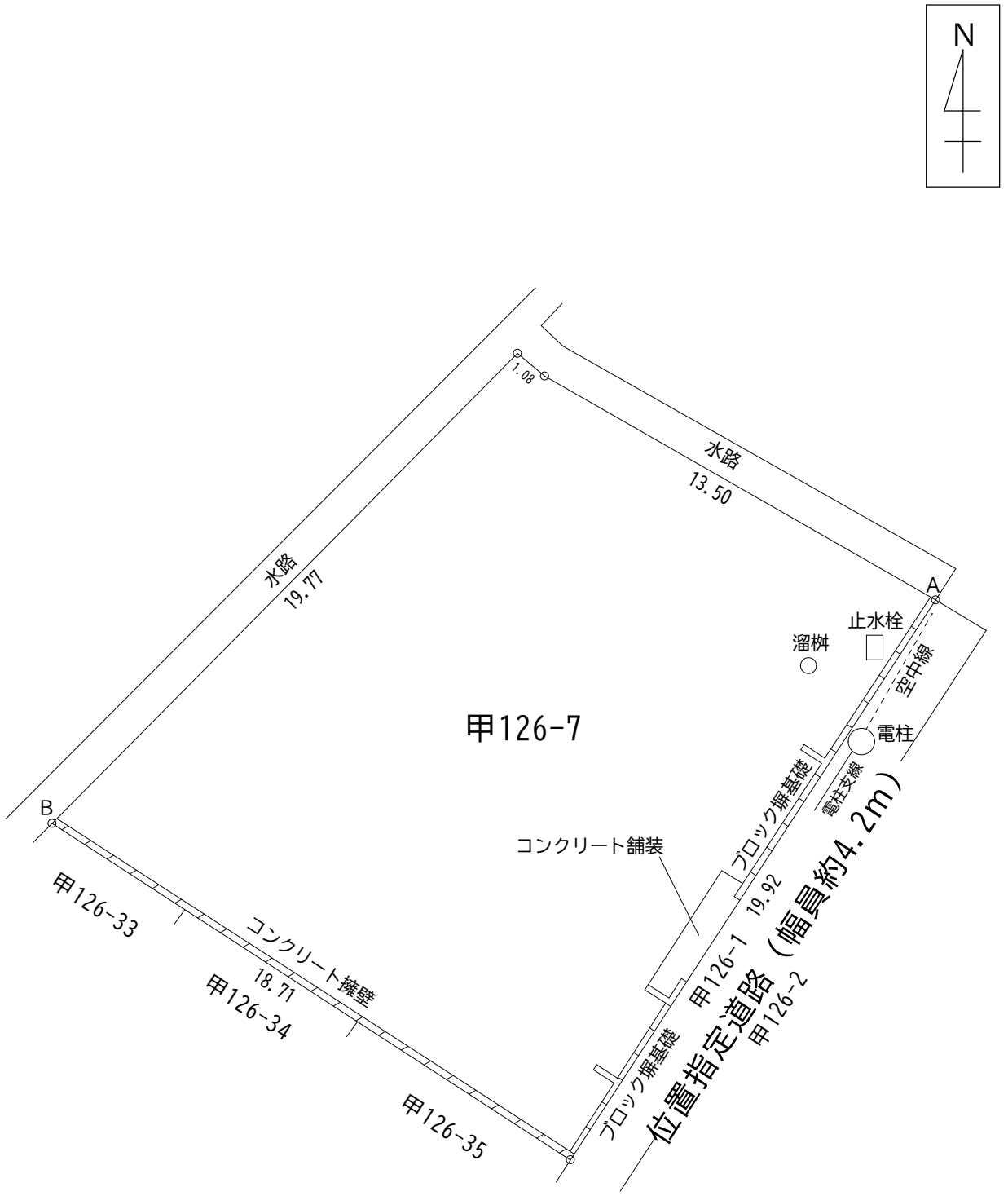
案　　内　　図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1101

明　　細　　図



単位：m

物件番号　1101

現　　況　　写　　真



